

セルフメディケーション税制をご存じですか

●問合せ先 税務課市民税係 ☎72-2111内線124、125

セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制は、医療費控除の特例です。

健康の保持増進と疾病の予防への取組として、健康診査などの「一定の取組(※1)」を行っている人が、平成29年1月1日～平成33年12月31日に、自分や自分と生計を一にする配偶者・親族のために、特定一般用医薬品(※2)を購入した場合、各年中の合計額(保険金などで補填される部分を除く)が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(上限88,000円)について、所得税などの所得控除を受けることができる制度です。

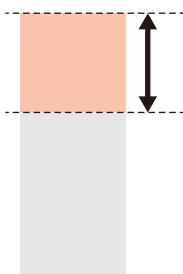


▲共通識別マーク

★課税所得400万円の人が、対象医薬品を年間20,000円分購入した場合
(生計を一にする配偶者・親族の分も含む)

20,000円
(対象医薬品の購入金額)

12,000円(下限額)



○8,000円が課税所得から控除される

(対象医薬品の購入金額：20,000円－下限額12,000円＝8,000円)

○減税額

・所得税：1,600円の減税効果

(控除額：8,000円×所得税率：20%＝1,600円)

・個人住民税：800円の減税効果

(控除額：8,000円×個人住民税率：10%＝800円)

※1 「一定の取組」とは、次の①～⑥の取組が該当します

- ①保険者(健康保険組合、市区町村国保など)が行う健康診査
- ②市区町村が健康増進事業として行う健康診査
- ③予防接種
- ④勤務先が行う定期健康診断
- ⑤特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
- ⑥市町村が健康増進事業として実施するがん検診

なお、申告する人が「一定の取組」を行っていることが要件のため、上記取組を行っていない場合は、控除を受けることはできません。

※2 特定一般用医薬品とは

医師が処方する医薬品(医療用医薬品)から転用された、ドラッグストアなどで購入できるスイッチOTC医薬品をいいます。対象医薬品の多くには共通識別マーク(上図参照)が入るほか、領収書にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。

控除を受けるには書類が必要です

次の書類を確定申告書や市・県民税申告書に添付または提示してください。

(1)セルフメディケーション税制の明細書(添付)

※特定一般用医薬品などの購入時の領収書は、自宅などで5年間保存する必要があります

※経過措置として、平成29年分～平成31年分の申告は、明細書を申告書に添付せず、領収書を申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示することもできます

(2)セルフメディケーション税制の適用を受ける人がその適用を受けようとする年分に「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類(添付または提示)

※①氏名②取組を行った年③取組の事業を行った保険者・事業者・市区町村の名称または取組の診察を行った医療機関の名称(または医師の氏名)が記載されたものに限りです

セルフメディケーション税制は、医療費控除の特例であり、通常の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、通常の医療費控除を併せて受けることはできません。

また、いずれかの適用を選択した後、更正の請求や修正申告によりこの選択を変更することはできません。